

○野辺地町すこやか医療費給付条例

平成三年九月三十日

条例第十五号

改正 平成八年九月二〇日条例第一四号

〔題名改正〕

平成一〇年三月二五日条例第一二号

〔題名改正〕

平成一〇年六月一八日条例第二六号

平成一〇年一二月二二日条例第三三号

平成一七年九月二六日条例第一五号

平成一八年六月二二日条例第一五号

平成一八年九月二〇日条例第二〇号

平成二〇年六月一二日条例第一六号

平成二一年三月一七日条例第六号

平成二一年七月三十一日条例第二一号

平成二四年六月一二日条例第一五号

平成二四年一二月一二日条例第二四号

平成二五年六月一七日条例第二三号

平成二五年一二月一〇日条例第二六号

平成二六年九月一六日条例第一七号

野辺地町母子家庭等の児童の医療費支給条例(昭和五十六年野辺地町条例第二十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、母子又は父子家庭等の父又は母及び児童の医療費の負担を軽減することにより、母子又は父子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平八条例一四・平一〇条例一二・一部改正)

(用語の定義)

第二条 この条例において「児童」とは、十八歳に達した日以降における最初の三月三十一日以前の者をいう。

2 この条例において「母子又は父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父又は母

(別表第一に定める程度の障害の状態にあるときを除く。)と生計を同じくしているとき、若しくは、父又は母の配偶者(別表第一に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。)に養育されているときを除く。

- 一 父母が婚姻を解消し現に婚姻していない児童
 - 二 父又は母が死亡した児童
 - 三 父又は母が別表第一に定める程度の障害の状態にある児童
 - 四 父又は母の生死が明らかでない児童
 - 五 父又は母から遺棄されている児童
 - 六 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
 - 七 父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
 - 八 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - 九 前号に該当するかどうか明らかでない児童
- 3 この条例において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。
- 一 父母が死亡した児童
 - 二 前項各号のいずれかに該当する児童であつて、父母が監護しない児童
- 4 この条例において「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育し、かつ、その生計を維持する者であつて、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一項に規定する里親以外の者をいう。
- 5 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
 - 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
 - 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)
 - 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)
 - 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)
 - 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)
- 6 この条例において「医療費」とは、次の各号に定めるものをいう。
- 一 児童が医療保険各法による療養の給付又は療養費の支給を受けた場合において、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定した額のうち、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団

体が当該医療に関し負担すべき額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乘じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。）を控除した額に相当する額

二 父又は母が医療保険各法による療養の給付又は療養費の支給を受けた場合において、規則で定める算定方法により算定した額

（平八条例一四・全改、平一〇条例一二・平一〇条例二六・平一七条例一五・平一八条例一五・平二〇条例一六・平二一条例六・平二一条例二一・平二四条例二四・平二五条例二六・一部改正）

（給付対象者）

第三条 この条例により医療費の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、原則として野辺地町の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による届出をしている母子又は父子家庭の父、母又は児童及び父母のない児童であつて、かつ、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定による保護の適用（停止中を除く。）を受けている者

二 児童福祉施設、障害者支援施設等に入所している者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者

三 児童福祉法に規定する里親又は小規模住宅型児童養育事業を行う者に委託されている者

四 父、母又は養育者の前年（一月から七月までの間に新たにこの制度の適用を受けようとする場合については前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号。以下「政令」という。）第三条及び第四条の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。）が、別表第二（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条に規定する養育者にあつては別表第三）に定める額を超える者

五 父、母又は養育者と生計を同じくする配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者に、前年の所得が別表第三に定める額を超える者がいる者

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

（平八条例一四・平一〇条例一二・平一〇条例二六・平一〇条例三三・平一八条例二〇・平二一条例六・平二六条例一七・一部改正）

（資格証）

第四条 町長は、父、母又は養育者に対し、規則で定めるところにより、給付対象者であることを証する資格証を交付する。

（平八条例一四・一部改正）

（医療費の給付）

第五条 医療費の給付額は、第二条第六項に規定する額とし、現に医療費を負担した父、母又は養育者に給付する。ただし、町長は給付すべき額の限度において、その者が当該医療機関等に支払うべき費用の一部又は全部を当該医療機関等からの請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて当該医療機関等に支払うことができる。この場合、その者に対し、医療費の給付があったものとみなす。

2 給付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日の翌日から医療費を給付しない。

一 第三条の規定に該当しなくなったとき

二 死亡したとき

（平八条例一四・平二五条例二三・一部改正）

（医療費の給付申請）

第六条 父、母又は養育者は、医療費の給付を受けようとするときには、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（平八条例一四・一部改正）

（届出の義務）

第七条 父、母又は養育者は、給付対象者の住所、氏名、その他町長が別に定める事項につ

いて変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(平八条例一四・一部改正)

(損害賠償との調整)

第八条 町長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、医療費の全部若しくは一部を給付せず、又はすでに給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第九条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者があるときは、その者から、その給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第十条 医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告等)

第十一条 町長は、医療費の給付に関し必要があると認めるときは、父、母又は養育者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(平八条例一四・一部改正)

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成八年九月二〇日条例第一四号)

この条例は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二五日条例第一二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の野辺地町ひとり親家庭等医療費給付条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の野辺地町すこやか医療費給付条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一〇年六月一八日条例第二六号)

この条例は、平成十年八月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月二二日条例第三三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二二日条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野辺地町すこやか医療費給付条例の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年九月二〇日条例第二〇号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一二日条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二一年三月一七日条例第六号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年七月三十一日条例第二一号）

この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月一二日条例第一五号）

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年一二月一二日条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条第二項の規定は、平成二十四年八月一日から適用する。

附 則（平成二五年六月一七日条例第二三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年八月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一二月一〇日条例第二六号）

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則（平成二六年九月一六日条例第一七号）

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

（平八条例一四・追加、平一〇条例一二・一部改正）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇四以下の者
- 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上の者
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有する者
- 四 両上肢のすべての指を欠く者
- 五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する者
- 六 両下肢の機能に著しい障害を有する者
- 七 両下肢を足関節以上で欠く者
- 八 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有する者
- 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する者
- 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有する者
- 十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有する者

別表第二（第三条関係）

（平一〇条例二六・追加、平二四条例一五・一部改正）

扶養親族等の数	所得額
〇人	二、三四二、〇〇〇円
一人	二、七二二、〇〇〇円
二人	三、一〇二、〇〇〇円
三人	三、四八二、〇〇〇円
四人	三、八六二、〇〇〇円
五人	四、二四二、〇〇〇円

備考

- 1 扶養親族等の数が五人を超える場合の所得額は、扶養親族等の数が五人の場合の所得額に、扶養親族等の数が一人増す毎に三十八万円を加算した額とする。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）

をいう。以下同じ。)がある者についての所得額は、右の金額に次の額を加算した額とする。

- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円
- ② 特定扶養親族等一人につき十五万円

別表第三 (第三条関係)

(平一〇条例二六・追加、平二四条例一五・一部改正)

扶養親族等の数	所得額
〇人	六、二一六、〇〇〇円
一人	六、四六五、〇〇〇円
二人	六、六七八、〇〇〇円
三人	六、八九一、〇〇〇円
四人	七、一〇四、〇〇〇円
五人	七、三一七、〇〇〇円

備考

- 1 扶養親族等の数が五人を超える場合の所得額は、扶養親族等の数が五人の場合の所得額に、扶養親族等の数が一人増す毎に二十一万三千円を加算した額とする。
- 2 所得税法に規定する老人扶養親族がある者についての所得額は、右の金額に老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六万円を加算した額とする。

○野辺地町すこやか医療費給付条例施行規則

平成三年九月三十日

規則第九号

改正 平成六年一〇月三日規則第一四号

平成八年九月三〇日規則第一一号

〔題名改正〕

平成一〇年三月二五日規則第八号

〔題名改正〕

平成一七年三月三十一日規則第一九号

平成一七年九月二六日規則第三一号

平成二一年七月三十一日規則第二〇号

平成二四年一〇月一日規則第一二号

平成二五年七月二四日規則第一六号

平成二七年一二月二八日規則第一六号

野辺地町母子家庭等の児童の医療費支給条例施行規則（昭和五十六年野辺地町規則第十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、野辺地町すこやか医療費給付条例（平成三年野辺地町条例第十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平八規則一一・平一〇規則八・一部改正）

（用語の定義）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

（資格証の交付申請）

第三条 条例第四条の規定により資格証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町すこやか医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第一号。以下「受給資格証交付（更新）申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 一 申請者、申請者と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の前年分（一月から七月までの申請の場合は前々年分）の所得状況及び課税状況を証する書類
- 二 その他町長が必要と認めた書類

2 前項の申請には、医療保険各法の被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険

者証又は組合員証を提示しなければならない。

(平八規則一一・平一〇規則八・一部改正)

(資格証の交付等)

第四条 町長は、前条に規定する申請を審査した結果、給付対象者と認定したときは、野辺地町すこやか医療費受給資格証(様式第二号。以下「資格証」という。)を添えて、野辺地町すこやか医療費受給資格認定通知書(様式第三号)により、給付対象者と認定しないときは、野辺地町すこやか医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第四号)により、その旨を申請者に対し通知しなければならない。

2 前項の規定による資格証を交付する場合の受給資格の始期は、原則として資格証交付の申請のあった日とする。

3 町長は、第一項の規定により資格証の交付を受けた申請者(以下「受給者」という。)に係る、野辺地町すこやか医療費受給資格者台帳(様式第五号)を整備しておかなければならない。

(平八規則一一・平一〇規則八・一部改正)

(転出による資格喪失)

第五条 給付対象者は、野辺地町に住所を有しなくなった日の翌日からその資格を喪失する。ただし、野辺地町に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その日から資格を喪失する。

(資格証の更新等)

第六条 資格証は、毎年八月一日に更新する。

2 受給者は、毎年七月一日から同月三十一日までの間に、受給資格証交付(更新)申請書に資格証を添えて町長に提出し、資格証の更新を申請しなければならない。

3 前項の申請には、第三条の規定を準用する。

(資格証の再交付)

第七条 受給者は、資格証を破損、汚損又は亡失したときは、野辺地町すこやか医療費受給資格証再交付申請書(様式第六号)を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者は、資格証を破損又は汚損して再交付を受けようとするときは、前項の申請書にその資格証を添付しなければならない。

3 町長は、第一項の規定により再交付する資格証には、再交付の表示をするものとする。

4 受給者は、資格証の再交付を受けた後に亡失した従前の資格証を発見したときは、速や

かに従前の資格証を町長に返還しなければならない。

(平八規則一一・平一〇規則八・一部改正)

(医療費の給付申請)

第八条 受給者は、条例第六条の規定により医療費の給付を受けようとするときは、野辺地町すこやか医療費給付申請書(様式第七号)に保険医療機関等の発行する領収書(野辺地町すこやか医療費給付申請書に保険医療機関等の証明がある場合は省略することができる。)を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請には、資格証及び当該給付対象者の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(平八規則一一・平一〇規則八・一部改正)

(医療費の給付決定等)

第九条 町長は、前条に規定する申請書を審査した結果、医療費の給付を適当と認めたときは、野辺地町すこやか医療費給付決定通知書(様式第八号)により、不適当と認めたときは、野辺地町すこやか医療費給付申請却下通知書(様式第九号)により受給者に通知するものとする。

(平八規則一一・平一〇規則八・一部改正)

(国民健康保険法の高額療養費等の申請及び給付)

第十条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる受給者に高額療養費給付申請書(様式第十号)を提出させ、高額療養費給付額調書(様式第十一号)を二部添えて保険者に送付するものとする。

2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、受給者から町長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。

3 保険者は、受給者から第一項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調定により町長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

4 町長は、高額介護合算療養費の支給対象となる給付対象者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費の支給申請書を提出させるに当たっては、前二項の取扱に準じ、高額介護合算療養費のうち給付者に係る分の受領について委任状(様式第十二号)により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

(平二五規則一六・追加)

(父又は母の医療費)

第十一条 条例第二条第六項第二号に規定する父又は母の医療費は、同項第一号の規定によって得られた額のうち、保険医療機関等（薬局を除く。）ごとに、一月につき一千円を超えた額に相当する額とする。

（平八規則一一・平一〇規則八・一部改正、平二五規則一六・旧第十条繰下）

（他制度との給付の調整）

第十二条 医療費の給付にあたっては、他の公費負担制度による療養の給付又は療養費の支給が受けられる場合は、その公費負担制度の適用を優先させるものとする。

（平二五規則一六・旧第十一条繰下）

（資格の変更等の届出）

第十三条 受給者は、資格証の記載事項に変更を生じたとき、又は給付対象者が条例第五条第二項の各号のいずれかに該当したときは、速やかに野辺地町すこやか医療費受給資格変更・消滅届（様式第十三号）に資格証を添えて町長に届出しなければならない。

（平八規則一一・平一〇規則八・一部改正、平二五規則一六・旧第十二条繰下・一部改正）

（損害賠償の届出）

第十四条 受給者は、条例第八条に規定する損害賠償を受けたときは、速やかに損害賠償受給報告書（様式第十四号）を町長に提出しなければならない。

（平二五規則一六・旧第十三条繰下・一部改正）

（医療費の返還）

第十五条 条例第八条及び第九条の規定により医療費の返還をさせる場合は、野辺地町すこやか医療費返還通知書（様式第十五号）により通知するものとする。

（平八規則一一・平一〇規則八・一部改正、平二五規則一六・旧第十四条繰下・一部改正）

（医療費給付台帳）

第十六条 町長は、野辺地町すこやか医療費給付台帳（様式第十六号）を備え、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかななければならない。

（平八規則一一・平一〇規則八・一部改正、平二五規則一六・旧第十五条繰下・一部改正）

（添付書類の省略）

第十七条 町長は、この規則の規定により申請書又は届出に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略すること

ができる。

(平二五規則一六・旧第十六条線下)

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平二五規則一六・旧第十七条線下)

附 則

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月三日規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用する。

附 則 (平成八年九月三〇日規則第一一号)

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二五日規則第八号)

(施行規則)

1 この規則は平成十年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の野辺地町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の野辺地町すこやか医療費給付条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一七年三月三十一日規則第一九号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二六日規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年七月三十一日規則第二〇号)

1 この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、この規則により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年一〇月一日規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年七月二四日規則第一六号）

この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二八日規則第一六号抄）

（施行期日）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

様式第1号(第3条関係)

野辺地町すこやか医療費受給資格証交付(更新)申請書

年 月 日

野辺地町長 宛

野辺地町すこやか医療費受給資格証の交付を受けたいので、野辺地町すこやか医療費給付条例施行規則第3条の規定により申請します。

(申請者)

住所	野辺地町字
氏名	印
個人番号	
電話番号	— —

※太枠内を記入してください。

給付対象者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日	・	・	・	・	
	続柄	本人				
	同居・別居の別		同居・別居	同居・別居	同居・別居	
	保護者氏名					
加入医療保険	受給資格証番号					
	被保険者	氏名		種類		
	保険者	記号・番号		付加給付	有・無	
ひとり親家庭等 となった理由	離婚・死別 その他()		該当年月日			
同居の親族状況	氏名	生年月日	個人番号	続柄	職業	備考

すこやか医療費受給者証の交付申請及び資格更新に伴う審査のため、同居親族情報及び所得・課税状況について、公簿等により確認することに同意します。

申請者氏名 印

認める 給付対象者と認める年月日【 年 月 日】

給付対象者と

認めない 認めない理由【 _____ 】

様式第2号 (第4条関係)

(おもて)

野辺地町すこやか医療費受給資格証										
公費負担者番号	8	2	0	2	0	4	0	5		
受給資格証番号										
給付対象	入院・外来									
自己負担額 (1医療機関あたり)	入院									
	外来									
給付対象者	住所									
	氏名							性別		
	生年月日	昭・平	年	月	日					
受給者氏名										
加入保険	種類									
	記号・番号									
有効期限	平成 年 月 日から									
	平成 年 月 日まで									
上記給付対象者の有効期限内における医療の給付にかかる一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。(但し、父・母に関して自己負担金を要する。)										
平成 年 月 日										
野 辺 地 町 長										
※ 入院時食事療養費は支払いが必要です。										

注 意 事 項

- 1、この証は、野辺地町すこやか医療給付条例により、医療費の給付を受けるために必要とする証ですから、大切に保管してください。
- 2、この資格証に記載されている給付対象者が保険医療機関等で診療を受けるときは、被保険者証又は、組合員証とこの受給資格証を合わせて保険医療機関などの窓口に表示することにより、保険適用分の医療費の支払いはありません。(但し、父又は母は自己負担金あり)
- 3、県外診療等で一部負担金を支払った場合は、その領収書を受領してください。後日その領収書を受給者の申請に基づき、町から一部負担金の給付を受けることができます。
- 4、この資格証に記載してある事項に変更があったとき又は転出等により資格を失ったときは、直ちにこの資格証を野辺地町に返還してください。
- 5、資格証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは、再交付しますから速やかに申し出てください。
- 6、偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けたときには、費用の返還をさせられることがあります。

様式第3号（第4条関係）

野辺地町すこやか医療費受給資格認定通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町すこやか医療費受給資格について、審査の結果受給資格があると認められたので通知します。

なお、野辺地町すこやか医療費受給資格証を下記のとおり同封いたします。

記

受給資格証番号	対象者氏名	備考

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

詳細については、_____課にお問い合わせください。

様式第4号(第4条関係)

野辺地町すこやか医療費受給資格証
交付(更新)申請却下通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町すこやか医療費受給資格に
ついて、審査の結果下記の理由により受給資格がないと認められたので通知します。

記

理由

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内、町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

詳細については、_____課にお問い合わせください。

すこやか医療費受給資格者台帳

申請受理 年月日	平成 . . .	生年月日 昭和・平成 . . .	受給資格証交付(更新)再交付年月日						
受給者 氏名	男 女	平成 . . .	平成 . . .	平成 . . .	平成 . . .	平成 . . .	平成 . . .	平成 . . .	
住 所	野辺地町字			野辺地町字 (変更年月日 平成 年 月 日)					
	野辺地町字 (変更年月日 平成 年 月 日)			野辺地町字 (変更年月日 平成 年 月 日)					
給 付 対 象 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	受給資格証番号	資格喪失年月日	備 考			
	男 女	本人	昭和・平成 . . .		平成 . . .				
	男 女		平成 . . .		平成 . . .				
	男 女		平成 . . .		平成 . . .				
	男 女		平成 . . .		平成 . . .				
加 入 保 険	保 険 種 別	記 号 ・ 番 号	被 保 険 者 氏 名	続 柄	保 険 者	付 加 給 付	口座 ()		
						有・無	給付対象と認定する年月日 (H . . .)		
	(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)			有・無			
							有・無	TEL	
(. . . 変更)	(. . . 変更)	(. . . 変更)				有・無			

様式第 6 号(第 7 条関係)

野辺地町すこやか医療費受給資格証
再交付申請書

平成 年 月 日

野辺地町長 宛

住所
申請者
氏名 印

下記の理由により、野辺地町すこやか医療費受給資格証の再交付を申請します。

対象者氏名	
理由	1 受給資格証をなくしたため 2 受給資格証の破損、汚損が著しく使用に堪えないため 3 その他 ()

(注意) 破損又は汚損を理由として申請する場合は、現在の資格証を添付してください。

様式第7号(第8条関係)

野辺地町すこやか医療費給付申請書

平成 年 月 日

野辺地町長 宛

〒039-31

申請者 住所 野辺地町字

(ふりがな)

氏名 _____ 印

生年月日 S・H 年 月 日

TEL (- -)

平成 年 月分の医療費の給付を申請します。 ※太枠内は申請者が記入してください。

受診者氏名		生年月日		受給資格証番号	
男 女		S・H 年 月 日			
保険証 記号番号	記号	保険種別		政・組・船・共・国・社	
	番号	保険者名			
支払金融機関	銀行 店			口座番号	

※口座に変更がある場合は、直ちに申し、変更手続きをしてください。

医療 機 関 証 明 欄	保険診療総点数 (入院時食事療養費を除く)	入院 点	他 法 負 担	一部負担受領額	
		外来 点			
		点(円)	点	点	円
上記の一部負担金を受領したことを証明する。 医療機関等の所在地・名称 院長氏名 印					

町記入欄

一部負担額 A	付加給付金 B	受給者負担額 C	給付決定額 (A-B-C)

総医療費	
保険負担額	

社 保 国 保
母本人 母本人
母 子 母 子
父本人 父本人
父 子 父 子
計 _____ 円 計 _____ 円

様式第8号(第9条関係)

野辺地町すこやか医療費給付決定通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町すこやか医療費給付申請
(平成 年 月 日)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

受診者			
給付額			
支払期日	平成 年 月 日		
支払方法			

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

詳細については、_____課にお問い合わせください。

様式第9号(第9条関係)

野辺地町すこやか医療費給付申請却下通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町すこやか医療費給付申請
(平成 年 月分)について、下記の理由により給付できないので通知します。

記

理 由

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

詳細については、_____課にお問い合わせください。

様式第 10 号 (第 10 条関係)

高額療養費給付申請書

(平成 年 月診療分)

① 被保険者証 の記号番号		② 療養を受けた被保険者 の氏名及び生年月日	氏 名	
			生年月日	年 月 日
③ 傷 病 名				
④ 診療を受けた病院、 診療所、薬局等の名 所及び所在地	名 所			
	所在地			
⑤ ④の病院で療養 を受けた期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤の期間に受た ⑥ 療養に対し医療機 関に支払った額		
⑦ 振込銀行名及び口座番号		銀行 銀行	本店 支店	

上記のとおり申請します。

また、上記申請の高額療養費の受領方を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

受給者住所

氏名

㊞

受任者住所

氏名

㊞

保険者

宛

様式第 11 号 (第 10 条関係)

高額療養費給付額調書

被保険者の 記号番号	医療機関名	医療を受けた 者の氏名	診療月	高額療養費 給付額	備考

上記のとおりです。

平成 年 月 日

保険者



野辺地町長

宛

- (注) 1 町長は高額療養費給付額欄を除き記入する。
2 保険者は高額療養費給付額欄に記入のうえ町長に送付する。
3 2部提出すること。

様式第 12 号 (第 10 条関係)

委 任 状

私は、平成 年 月 日に支給申請する高額合算療養費のうち、野辺地町すこやか医療費給付事業の給付対象に係る分の受領方を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

受給者住所
氏名 印

受任者住所
氏名 印

保険者 宛

様式第 13 号(第 13 条関係)

野辺地町すこやか医療費受給資格
変更届
消滅

平成 年 月 日

野辺地町長 宛

住所
申請者
氏名 印

下記のとおり資格証を添えて届出します。

記

1 変更届

		新	旧	変 更 年 月 日	
給 付 対 象 者	住 所				
	氏 名				
	加 入 保 険	種 別			
		記号番号			
		保 険 者			
		所 在 地			
受 給 者	住 所				
	氏 名				

2 消滅届

消 滅 事 項	
事 由	

様式第 14 号 (第 14 条関係)

損 害 賠 償 受 給 報 告 書

平成 年 月 日

野辺地町長 宛

住所
申請者
氏名 印

下記のとおり損害賠償を受けたので報告します。

記

給 付 者 対 象 者	住 所			
	氏 名		生年月日	
	受 給 資 格 証 番 号			
損 害 賠 償 を し た 者	住 所			
	氏 名		生年月日	
	職 業			
医 療 機 関	名 称			
	所 在 地			
	診 療 機 関			
損 害 賠 償 受 け た 内 容				

様式第15号(第14条関係)

野辺地町すこやか医療費返還通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長 印

先に給付した医療費について、下記のとおり過支給が生じたので、速やかに返還してください。

記

1 医療費

給付年月日	既給付額	新給付額	要返還額
平成 年 月 日	円	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期日 平成 年 月 日

4 返還方法

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

詳細については、_____課にお問い合わせください。

様式第1号 (第3条関係)

(平27規則16・全改)

様式第2号 (第4条関係)

(平25規則16・全改)

様式第2号 (第4条関係)

(平25規則16・全改)

様式第3号 (第4条関係)

(平25規則16・全改)

様式第4号 (第4条関係)

(平8規則11・全改、平10規則8・平17規則19・一部改正)

様式第5号 (第4条関係)

(平25規則16・全改)

様式第6号 (第7条関係)

(平25規則16・全改)

様式第7号 (第8条関係)

(平25規則16・全改)

様式第8号 (第9条関係)

(平8規則11・全改、平10規則8・平17規則19・一部改正)

様式第9号 (第9条関係)

(平8規則11・全改、平10規則8・平17規則19・一部改正)

様式第10号 (第10条関係)

(平25規則16・全改)

様式第11号 (第10条関係)

(平25規則16・全改)

様式第12号 (第10条関係)

(平25規則16・追加)

様式第13号 (第13条関係)

(平25規則16・追加)

様式第14号 (第14条関係)

(平25規則16・追加)

様式第15号 (第14条関係)

(平8規則11・全改、平10規則8・平17規則19・一部改正、平25規則16・旧様式
第12号繰下)

様式第16号 (第15条関係)

(平24規則12・全改、平25規則16・旧様式第13号繰下)